

重要事項説明書

あなたに対する訪問看護サービス提供の開始にあたり、厚生労働省令第38号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者及びご利用の事業所

事業所の名称	TAOKA訪問看護ステーション 菴
事業所の所在地	徳島市城東町2丁目7番12号
法人種別	社会医療法人
指定年月日	平成20年8月1日
指定事業所番号	3660190368
管理者名	所長 中道千晴
電話番号	(088)677-5832
FAX番号	(088)677-5833

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	家庭での療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るとともにその生活の質の確保を図ることを目的とする。
運営の方針	利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

3. 事業所の職員体制

職種	員数	勤務の体制
看護師	10人	常勤 8人 非常勤 2人 (常勤換算数 1.6人)
作業療法士	2人	常勤 2人

4. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	休 暇
管 理 者	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで 常勤・兼務で1名勤務	4 週 8 休
看 護 師	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで 常勤・専従及び非常勤・専従で1名以上勤務	〃

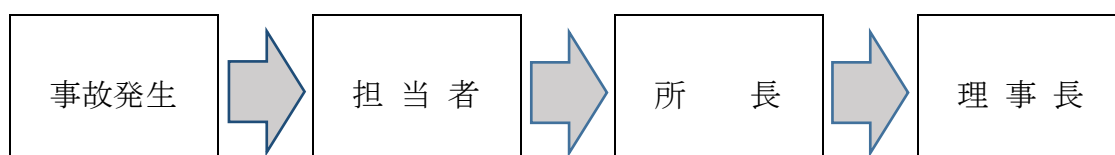
5. 営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日 ※日・祝日を除く。但し、必要時は応相談。
営 業 時 間	午前8時30分～午後5時15分まで

6. 苦情申立窓口

ご利用者 ご相談窓口	平 日	利用時間 午前8時30分～午後5時 電話番号 (088) 677-5832 面接場所 TAOKA 訪問看護ステーション 菴
	日・祝	利用時間 午前9時～午後5時 電話番号 (088) 622-5556 面接場所 社会医療法人養生園 TAOKA こころの医療センター内
徳島市健康福祉部 高齢介護課	平 日	電話番号 (088) 621-5585 面接場所 徳島市幸町2丁目5番地
徳島県国民健康 保険団体連合会	平 日	電話番号 (088) 666-0117 面接場所 徳島市川内町平石若松78-1

7. 事故発生時の対応



万が一、事故が発生した場合には「事故報告書」にて遅滞なくその旨を上司に報告対処し、二度と同じ事を繰り返さないよう反省、改良します。

8. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は、事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。

① 利用者の主治医

氏 名	
医療機関の名称	TAOKA こころの医療センター
所 在 地	徳島市城東町2丁目7番地9
電 話 番 号	(088)622-5556

② 協力医療機関

名 称	社会医療法人 養生園 TAOKAこころの医療センター
院 長 名	住谷 さつき
所 在 地	徳島市城東町2丁目7-9
電 話 番 号	(088)622-5556
診 療 科	精神科・神経科・心療内科・内科
入 院 設 備	有
救急指定の有無	有
契 約 の 概 要	状況により入院受入可能
名 称	医療法人倚山会 田岡病院
院 長 名	吉岡 一夫
所 在 地	徳島市万代町4丁目2番地2
電 話 番 号	(088)622-7788
診 療 科	内科・外科・整形外科・脳神経外科・リハビリテーション科・呼吸器外科・呼吸器内科・胃腸外科・胃腸内科・循環器内科・救急科など
入 院 設 備	有(199床)
救急指定の有無	有
契 約 の 概 要	365日24時間救急対応可能

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり、必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ② 虐待防止に関する責任者

管理者 中道千晴

- ③ 成年後見制度の利用を支援します。
- ④ 苦情解決体制を整備しています。
- ⑤ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑥ 介護相談員等を受入れます。
- ⑦ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

10. 感染症対策

- ① 看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- ② 労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、事業所の従業者に対し 感染症等に関する基礎知識の習得に努めます。
- ③ 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催し、全従業者に周知徹底を図ります。
- ④ 当事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- ⑤ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を 定期的に行っています。

11. 業務継続計画（BCP）

- ① 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施 するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な事項を記録します。
- ② 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- ③ 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- ④ 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、看護師等の移動や業務上安全 確保が困難と判断した場合は、サービス提供時間の変更や中止とさせて頂くことがあります。